

これからの農村を生きる ～みんなで楽しみをつくりだす村～
「協働のむらづくり支援金」の概要

総務課 政策情報係

1. 趣 旨

ともに考え(協創)、ともに働き(協働)、ともに暮らす(協生)地域社会を実現し、豊かさが実感でき、誇れる地区づくりを基本とした村づくりを進めるため、地区及び公共的団体等が自らの知恵と工夫により、協働の力で自主的、主体的に取り組み、地域の活力を生み出す発展性及び継続性のある事業に対して支援金を交付する。

2. 交付対象者

- (1) 行政区及び広域的な地縁組織
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) 公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む団体等

3. 交付対象事業

ひとづくり・ものづくり・むらづくりの観点から計画された事業のうち次に掲げる事業

- (1) 協働活動の推進に関する事業
- (2) 保健、福祉の増進に関する事業
- (3) 子育て、教育及び文化の振興に関する事業
- (4) 安全、安心な地区づくりに関する事業
- (5) 環境保全、景観形成に関する事業
- (6) 産業振興に関する事業
- (7) その他地域の活力を生み出すことに資する事業

4. 交付対象外事業

- (1) 木島平村等が交付する補助金、助成金等の交付対象事業（ただし「地域発 元気づくり支援金」は除く。）
- (2) 分担金、負担金の支出に限られる事業
- (3) 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業
- (4) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
- (5) 同一団体（同一団体と認められる団体を含む。）が、同一内容の事業を5年間支援金を受けて実施した事業
- (6) その他適正と認められない事業

5. 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、特定の財源を控除した経費

【交付対象外経費】

- ① 団体・施設の運営費や人件費
- ② 用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
- ③ 借入金の償還に充当する費用
- ④ 食料費
- ⑤ 地域発 元気づくり支援金交付要綱に規定する支援金

6. 支援金の交付額

毎年度、予算の範囲内で交付。

申請団体	ソフト事業		ハード事業	
	補助率	上限	補助率	上限
行政区	10分の10以内	30万円	5分の4以内	40万円
その他団体	10分の10以内	20万円	3分の2以内	40万円

7. 選定方法

選定委員会を設置し、委員会の審査を経て採択事業を決定する。

8. 選定基準

- (1) 地域の実情や住民のニーズに対応した事業及び計画であること。
- (2) 公益性、発展性（目標と将来計画等）、継続性（自立的な体制及び資金計画等）が高い事業であること。
- (3) 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること。
- (4) 関係法令等に係る諸手続きがなされていること。
- (5) 事業の有効性が認められること。（実施時期、計画の熟度、費用対効果等）
- (6) (行政区の場合) 地区づくりのテーマに沿って、地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること。
(公共的団体等の場合) 事業の効果が組織内に留まることなく、広く住民を巻き込む事業であること。
- (7) その他、村長が必要と認める基準を満たしていること。

9. 提出期限

- (1) 提出期限
令和7年3月31日（月）までに、総務課 政策情報係へ提出してください。